



所 管	市民サービス部税務課		
担 当	高垣	問い合わせ	0573-26-6814

報道関係者 各位

ふるさと納税ワンストップ特例の一部適用漏れについて

このたび、令和 7 年度市・県民税に係るふるさと納税ワンストップ特例控除について、職員の事務処理誤りにより、ふるさと納税を行った一部の方の寄附金税額控除が正しく算定されていないことが判明しましたのでお知らせします。

記

1. 経緯

市では毎年 5 月から 6 月にかけて当該年度の市・県民税額を決定し、「市民税・県民税・森林環境税の決定通知書」を納税義務者に送付します。事業所が納税義務者に代わり住民税等を支払う特別徴収の場合、同通知書は、市から事業所に郵送され、事業所より納税者の手に届きます。

6 月 5 日、事業所から同通知書を受け取った市民から、ふるさと納税ワンストップ特例申請を行ったが、寄附金税額控除額が記載されていないとの問い合わせがありました。

調査した結果、職員の事務処理誤りにより、11 自治体から届いたワンストップ特例申請が適用されず、53 人の寄附金税額控除が実施されていなかったことが判明しました。

2. 処理誤りによる影響

- ①控除漏れ対象者 53 人
- ②特別徴収対象事業所 48 事業所
- ③控除漏れ額 1,195,000 円

3. 市の対応

6 月 9 日

対象者 53 人と特別徴収を実施している 48 事業所に電話連絡し、謝罪しました。今回控除漏れだった分は 7 月以降の特別徴収税額で減額します。

4. 原因

ワンストップ特例の申請を受けた市区町村は、1月31日までに納税義務者の居住市区町村に税額控除に必要なデータを送信することになっています。ただし、送信したデータが受信側の市区町村に届くまでにはタイムラグが発生する可能性があるため、データ抽出する際、この時間を考慮する必要があります。

上記により、本市のマニュアルでは、データの抽出日を2月以降の日を設定するよう記載されていましたが、担当者が誤って、1月31日と設定しました。

このことにより、ワンストップ特例の申請を受けた市区町村から1月31日に送信されたデータのうち、日付けを超えて2月1日に受信したデータが反映されなかったことにより発生しました。

5. 再発防止策

- (1) データ抽出をする際に、抽出期間の設定を複数名で確認するよう、事務処理マニュアルを見直します。
- (2) 他市町村から受信したワンストップ特例のデータと課税計算用のシステムへ取り込んだデータの件数が一致しているか、複数名で確認を行います。
- (3) 改めて再発防止の注意喚起を行うとともに、職員間での情報を共有し、進捗状況を確認しながら適正な業務を行います。